



2018年2月7日

一般社団法人セーフアーインターネット協会

## セーフライン、自殺関連情報への対応を強化 ～「自殺誘引等情報」に該当する対象情報の範囲を拡大～

一般社団法人セーフアーインターネット協会（会長：別所 直哉 以下、SIA）は、セーフライン運用ガイドラインを改定し、本日より運用を開始することをお知らせいたします。今回の主な改定内容は、有害情報の「自殺誘引等情報」の対象情報の範囲を拡大するというものです。

昨年発生した自殺願望発信者を狙った殺人事件は日本中に大きなショックを与えました。それと同時に SNS 等で自殺願望を発信する若者の存在は大きな社会問題となり、国や地方自治体をはじめ、企業や自殺防止支援の関係者が再発防止のために様々な取り組みを強化しています。その一方で、自殺願望を発信する若者は後を絶たず、また、同事件の模倣犯が複数登場するなど、より強固な取り組みが求められています。

このような状況を鑑み、SIA では、有害情報の「自殺情報」に関連する部分のガイドラインを改正し、本日より運用を開始いたします。これまで一部自殺関連情報については有害情報として対応しておりましたが、例えば場所や動機、方法などの詳細な記載がある場合のみ対象としておりました。今回の改正で場所や動機、方法などの詳細な記載がなくても、他者を自殺に巻き込むような情報については「自殺誘引等情報」として対応することとします。

なお、表現の自由に最大限配慮しながらもインターネットユーザーを守るために、本情報の判断の際には、情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、真に他者の自殺を助長するような危険性がある情報か否かを慎重に判断してまいります。

SIA では、今後も継続的に、セーフライン事業を通して、インターネット上の違法・有害情報の削除に努めながら活動を通じて得たデータと分析をもとに、表現の自由に配慮しつつ、中長期的な視座に立った違法・有害情報の排除のための施策を検討・実施してまいります。

●「セーフライン (SafeLine)」が対象とする違法有害情報について

違法情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・猥褻</li> <li>・麻薬、覚醒剤、大麻などの薬物</li> <li>・指定薬物や未承認医薬品に該当する薬物</li> <li>・振込詐欺</li> <li>・不正アクセス</li> <li>・児童のいじめに関する画像等</li> <li>・リベンジポルノに関する画像等</li> </ul>
有害情報	違法行為を引き起こすおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報</li> <li>・セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報</li> <li>・自殺誘引等情報★</li> </ul>
	極めて重大な問題情報として広く認知されている情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険ドラッグ等の販売・譲渡</li> <li>・児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報</li> <li>・遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等</li> <li>・望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等</li> </ul>

★：今回追加された対象情報

※各対象情報の詳細につきましてはガイドラインをご覧ください。

<http://www.safe-line.jp/>

●一般社団法人セーフインターネット協会 (SIA) およびホットライン事業について

一般社団法人セーフインターネット協会 (SIA) は、より良いインターネット社会実現のために 2013 年に設立いたしました。違法・有害な情報が掲載されたサイトへの削除要請や、警察への通報を行う取り組みであるホットライン事業では、民間の自主的取り組みである「セーフライン」を 2013 年 11 月から、警察庁からの受託事業であるインターネット・ホットラインセンターを 2016 年 4 月から運営し、現在、2 つのホットラインセンターを運営しています。その他、安心・安全利用のための教育事業も開始し、より安心・安全なインターネット社会の実現に貢献しています。

<http://www.saferinternet.or.jp/>